

書評

蔵持重裕編

『中世の紛争と地域社会』

朝比奈 新

二一世紀の国際社会は、世界各地に民族紛争や宗教紛争が頻発する紛争の時代であると言われている。悪化する中東情勢や、二〇〇〇万人を超える難民問題等、国際社会において、紛争の解決が大きな課題となっている。この課題に対して、過去にその立脚点を求めて、歴史的に追及したのが本書、蔵持重裕編『中世の紛争と地域社会』である。まずは、本書の構成を示す。

まえがき（蔵持重裕）

紛争の解決と階級関係（蔵持重裕）

I 戦乱と兵

戦場の中の東寺境内（酒井紀美）

軍勢駐屯と「宿札」慣行（清水克行）

百姓層の武家被官化と守護権力（徳永裕之）

史苑（第七〇巻第二号）

戦国大名上杉氏の地下人動員について（則竹雄二）

大崎氏「天文の内乱」の一考察（遠藤ゆり子）

II 融通の構造

徳政における取戻しの実態（黒田基樹）

戦国期地域社会における憑子の構造（窪田涼子）

III 生存と相論

公家政権と神人（櫻井彦）

山野紛争と十四世紀地域社会

—山城国禅定寺・曾束荘山野紛争をめぐって—（小林一岳）

相論解決回路としての山伏の通交

—近江湖北・湖東の修験を素材として—（増山智宏）

戦国期近江における村落間漁業権・湖岸利用権相論（深谷幸治）

湖西の村の「生存史」

—鵜川をめぐる小松・打下の三百年闘争—（長谷川裕子）

ある荘園の損免と災害

—東寺領播磨国矢野荘のばあい—（藤木久志）

あとがき（小林一岳・黒田基樹）

各論考の内容を順に紹介する。

藏持重裕編『中世の紛争と地域社会』（朝比奈）

藏持論文は、紛争と社会という問題を論じる場合、領主側にも紛争への意志はあるにもかかわらず、しばしば、下の紛争から社会・権力を論ずる構成をとるといふ。しかし、紛争の解決法においては、上級の領主を含む公権力が関与する和与・和解・裁許がある。このような領主・権力側による階級支配には、暴力的手段の他に、（住民）保護という一面があることを指摘する。また、経済的な搾取の面から考えると、経営者・領主側が生産・労働の維持のために、労働者の再生産を保障しなくてはならない。つまり、経営者・領主の剰余・搾取分には、「危機管理」費分も含まれている。経営者・領主による労働者（≡住人）保護の面があるという。このような、領主・権力側の危機管理（≡住民保護）は、紛争時に起こる暴力の拡大（≡合力）の規制・抑制・禁止にあつたという。領主側からの「合力抑制」にみられるように、平和は、紛争発生 of 把握・抑止ではなく、紛争が拡大しない状況を確保することであつた、という見解を示す。

酒井論文は、応仁の乱での足軽の実態について、東寺境内の百姓等の動きを考察することで具象化を試みた。実際に、東寺境内において足軽徴収に応じる動きを示すのは、武力的側面を担う下部層・境内百姓等であることを見出した。足軽は二種類に分けられる。まず、東寺衆ならば、「伽

藍守護」を任とし、町や村の住人であれば夫役を賦課される「公方の足軽」が存在した。一方、個別的・自発的に集められた傭兵集団として東西両軍の戦闘に参加し、戦場で放火や略奪行為を繰り返す「所々の足軽」の存在も明らかにした。

清水論文は、戦時暴力の、その法慣習や正当性を追求することを主眼に置き、「宿札」慣行の事例をとりあげ、軍勢駐屯の実態について検討した。中世社会において、軍勢の駐屯は寺社や民家に分宿した。その分宿先に、自身の占有権を主張する目的で、「宿札」を打つ慣習が行われる。その行為により、民家の収用や家財の略奪が正当化されたという。宿札慣行について、古代の貴人歓待や中世の屋形駆け込みの習俗・慣習が、寄宿の習俗を成立させていたと推測する。対する寺社側は、軍隊の駐屯を受け入れることで衝突を回避し、庇護を期待するなど、戦略的な対応をとっていたことを明らかにした。

徳永論文は、室町期の百姓層の武家被官化がもつ意味を検討する。播磨国大庄や矢野庄の百姓層は、守護被官や又被官と主従関係を結ぶことで、荘内での影響力の増大を図った。それは、百姓側からの選択により、主従関係が結ばれる保護―被保護関係であつた。このような被官関係構築の背景にあるのは、地域内の紛争・競合関係が影響する。

親子・兄弟関係の中でも互いに異なる主人を選択するなど、山名・赤松方の大名クラスの在地での代理戦争を展開する状況を生み出した。そして、武家への被官化は、各地で紛争が発生する南北朝期には、すでに形成されていたとする見解を示した。

則竹論文は、戦国大名上杉氏の地下人動員について再検討を加えて、特徴を整理した。一つ目は、国境線ないしは、周辺地域での地下人動員の実施がほとんどで、恒常的な地域支配の城郭とは相違する。二つ目は、動員された「地下人」が持つべき道具から、兵力不足の補充だけでなく、防御施設の「普請」が重要な役割であった。三つ目は、地下人の兵力としての虚弱的な性格から、「証人」の差出しがおこなわれていたとする。そのような特徴から、主戦場での動員は見られなく、あくまでも境界ラインでの動員が主であり、「地下人」の正規軍化を生みだすわけではない、という結論を導き出した。

遠藤論文は、中世後期の内乱が生じる原因と、相論が起きた背景について、大崎領国内で発生した内乱から検討する。「内乱」へと展開していった原因は大崎氏一族や家臣たちが、どちらか一方に合力したためと説明する。合力を決める際は、二つの意見が主張された。一つ目は、大名の家督に従うべきであるという考え、二つ目は、「縁近の好

を重視する考え方であった。日常的な交流に支えられた河川を中心とした流通などの生業による地縁・血縁といった「縁近之好」が、家督より重視された可能性を指摘する。中世後期の「内乱」が生じる理由は、一門・家臣の家中内での出世争いのためというより、「縁近之好」のため、家督に背くという結論を導き出した。

黒田論文は、これまで十分に認識されてこなかった、戦国期の徳政における質物取戻しの実態について検討する。戦国期は、債務者という当事者の代替わりから、大名・領主の代替わりに行われた検地において、徳政が頻繁に存在したという。徳政における売買・貸借関係の破棄・軽減などの貨物取戻し、または、回避の交渉は、その後における双方の社会・平和的関係の維持を前提とした行為であり、合意に達しなかった場合は、両者間に紛争を産み出したという。その紛争の解決方法は、多くは広域権力や上位権力による仲裁・裁定によっていた。そして、徳政を通じて無証文から証文の売買・貸借が進展していくという見解を示した。

窪田論文は、戦国期の青地荘において、約六〇年間継続的に行われていた憑子や講のシステムの実態を検討する。神明講と廿日憑子は同様の運営システムを行い、配当については、廿日憑子は順番法から均等制となつたが、神明講

の場合は、当初から均等割で米を分配する方法であった。これは、順番法などで米銭を融通するこれまでの知られている憑子とは、異なる方法であることが確認される。また、廿日憑子と、侍身分と上層百姓で構成されている神明講を比較すると、運用システムは類似するものの、構成メンバーや結節とする社は異なる。このことから、結衆の身分や紐帯が異なる複数の講、憑子が部分的に重なり合いながら広がっており、それらは、地域社会の中で、金融システムを通じた相互保障を行う共済ネットワークを形成していた、という見通しを立てられた。

桜井論文は、一二世紀以降、各地で神人がおこす紛争に対する公家政権の対応を、公家法の分析と、神人が関与した相論をとりあげて論じる。公家法の分析を検討すると、建長五年までは、公家政権は、神人の濫行を禁圧する姿勢をみせている。その一方で、社家に対しては、神人職の補任権を行使した神人の監督を要請している。これに対し、弘長三年以降は、神人の行為に対して直接対応しようとする姿勢が後退している。神人の濫行への対策は、次第に神人職を付与する社家に依拠するようになる。こうした公家政権の神人対策の変化は神領興行法の発令とそれによって生じた、大きな混乱が、地域社会で紛争が頻発するという影響を与えたという結論を導き出した。

小林論文は、一四世紀初頭の山城国禪定寺と曾束荘の山野紛争の検討を通じて、一四世紀の地域社会を論じる。山野紛争から、四つの論点を提示する。第一に、紛争地帯は、炭や薪柴などの燃料用材の大生産地帯としての性格を持つ。第二に、紛争が激化した理由は、飢饉状況を背景に燃料用材の伐採が進行した結果の資源枯渇にある。第三は、村落が武力行使と訴訟の主体である。第四は、紛争解決の特徴である、武力行使や中人制などにみられる自力救済と、上級権力への訴訟という二つの紛争解決システムが、同時に機能不全に陥ると示唆する。この一四世紀初頭の紛争を経て村の日常的な武装化が生まれ、南北朝内乱への準備がされた、という見解を示した。

増山論文は、応永期に伊吹山四ヶ寺内部で発生した相論への、伊崎寺五カ寺の関与について、湖上交通への関わりから論じる。まず、伊吹山四カ寺内部で、弥高寺と他の寺との間で、相論が発生する。その相論に、伊崎寺五カ寺が、弥高寺と結びつき関与してきた。その結びつきは、京都と東国間で運搬された材木等の動線上に、中島川水系に位置する弥高寺と、琵琶湖最大の内湖に伊崎五ヶ寺が分布していたためであるという。相論の解決回路として、日常的な通交によって生まれた関係が、本末関係や信仰形態では読みとれない繋がりを有していた、という結論を導き出した。

深谷論文は、琵琶湖水系の漁業及び、湖岸という境界地域の利用に関わる村落間相論を取り上げる。第一に、野洲川上流域の御上神社と下流域の兵主神社の間で、野洲川漁業権を巡る利権対立が生じていた可能性を指摘する。元々、川という場は、中間領域性を持ち、また非占有的空間としての側面を持っている。それをあえて「神領」として占有することにより相論が生じたという。また、内湖漁業相論の事例では、内湖の中の漁獲量が期待される魚道を巡る相論がみられる。第二に、境界が不確定になりやすい湖岸の境界相論については、蘆公事の負担能力・湖岸提供が、湖岸部分の使用権・用益権を公約に主張する論理であり、論理的に一般化し得るといふ見解を示した。

長谷川論文は、室町期から江戸時代中期までの、近江国小松と打下の村落間相論の実態を通して、村の生存を論じる。室町期は、幕府が体制基盤としていた荘園領主を通じての荘園間の境目が論点となる。一方、戦国期は、上級権力の衰退という状況に際し、訴訟ではなく自力での解決方法が選択される。そこで、郡内の村々の合力を得るために、「郡」の論理を持ち出し「郡堺」の争いに転化するという。江戸時代に入ると、漁場・船荷をめぐる権益の正統性にも、田地の領有が主張されるなど、江戸以前の山境・郡境といった境界線から、山境耕地の帰属、すなわち高請所持の問題

が基準となつて村の領域が設定される。そのため、実際の年貢納入者・耕作者の問題が相論の解決に大きな影響を与えていた、といふ見解を示した。

藤木論文は、東寺領播磨国矢野庄の損亡記事の分析と、災害史データを照合し、一四世紀から一六世紀初頭にかけて急増する損免の実情を検討する。その損亡情報のうち、荘園領主に災害控除を認めざるをえないような大型の損亡は、全体の四八パーセントにのぼるといふ。一五世紀の一〇〇年間にいたっては、一年おきに損亡にみまわれ、超大型の損亡になると、四年に一回という結果になる。また、未進の急激な増加の理由も、早魃と水害のデータから、大型の損亡が背後にあることを明らかにした。所与の条件から、先行研究の多くが、損亡記事に関する実証的な作業を軽視し、損免要求を「剰余労働の確保のための民衆運動」といふ評価しか行ってこなかった、といふ指摘は重要である。そして、現場の災害事実と、自然環境の苛酷さに、確かな生活史レベルの目をむけることを提唱された。

以上、内容を概観したが、本書は紛争の実態、紛争解決の方法等を描き出すことに成果をあげられている。紛争なき平和な世界の形成は、人類共通の課題である。この課題に正面から取り組み、紛争解決に民衆が如何に関わっていたのか、といふ問いかけに対し、一定の回答を示したの

が、本書の著者の一人でもある藤木久志氏であった。藤木氏は『豊臣平和令と戦国社会』の中で、統一政権の村落間紛争の規制対象が、村落間独自の自力救済の論理の一部にすぎないことを実証された。つまり、紛争が頻発する中世社会でも、自力救済の論理により、人的・物的損失を最小限におさえるための秩序が形成されていたのである。それが、中世後期に入ると、村落間紛争が秩序を逸脱したことにより、統一政権の規制を受け入れることとなる。近世の平和は、一方的な抑圧や強制により生まれたのではなく、民衆側からの平和への強い要望によって生まれたということになる。このような独自の紛争解決のための秩序体系を形成していた中世社会を、本書においても、一四本の論文が、各々の視点から空間的・時間的・多岐に渡って述べられている。これらを踏まえ、評者の関心から、若干の感想を述べる。

まず注目したのは、近隣の諸集団からの合力（≡仲介）獲得の論理が、上級権力との関係により変化してくることがあげられる。長谷川論文では、村落間相論において、境界地域の論点が、室町期は、荘園領主との関係から荘園の「境目」であるのに対し、戦国・織田期は、上級権力の衰退により「郡堺」に転化する。そのことから、近隣村落からの合力獲得の論理が変化したことを指摘する。小林論文

でも、一四世紀前半は、紛争主体である村落は、荘園領主への訴訟を前提として、武力行使を行なっていたように、中世社会では、紛争主体は村落であるが、合力獲得のためには、上級権力（荘園領主等）を必要としていた。櫻井論文・藏持論文でも言及されていたが、中世の紛争解決においては、上級権力の実態と存在意義を、改めて考察する必要性を感じた。

次に注目したのは、合力関係を生み出す地域社会の実態について、具体的交流の究明がされた点をあげる。まず、遠藤論文は、合力獲得には、河川を中心とした流通などの生業による地縁・血縁が優先されるといふ。増山論文では、相論の解決回路は、湖上交通などの、日常的通交により生まれる関係であるという。窪田論文でも、身分や紐帯が異なる講や憑子などの金融システムを通じたネットワークが、地域社会で形成されていたとする。黒田論文では、戦国期の徳政における質物取戻し・取戻しの回避は、双方の社会的・平和的關係の維持を前提としたものであったとした。このように、合力関係を生み出す地域社会とは、日常的な交流によって規定され、その関係も、社会的・平和的關係の維持を目的としていたことが明らかになった。

三点目は、民衆の戦争への関与・戦場の実態の究明が進められたことをあげる。酒井論文では、東寺境内の百姓等

には、伽藍守護や夫役を課される「公方の足輕」と、傭兵として戦闘に参加する「所々の足輕」の存在を明らかにした。徳永論文では、荘園内の百姓層の武家被官化が、百姓側からの選択であるとし、則竹論文は、戦国大名による「地下人」の軍事動員が、主戦場ではなく、境界ラインでの動員にすぎないことを明らかにした。清水論文では、軍勢駐屯の際、「宿札」を打つ慣行から、戦場での民家の収用や略奪の正当性を見出した。

このように本書は、中世の「紛争」についての最新成果であるのみならず、より多彩な地域社会像を提示した内容となっている。一方、検討課題としては、藤木論文・小林論文でも言及されている、地球規模での環境変化の問題がある。地域社会が、自然災害によって引き起こされる飢饉・飢餓の問題との関係において、どのように紛争へと展開していくのか、という課題が残る。本書所収の一四本の論文は、無論の事、災害等に伴う資源枯渇の問題を念頭におき、深谷論文・長谷川論文等、紛争の実態究明を進められた。しかしながら、当該地域において具体的な形で提示されている研究は、藤木論文などを含め一部に留まる。自然災害や気候変動による飢饉や資源枯渇の問題を、地域社会において、人々が直面した生活と生業、資源の利用・性格といった点まで、さらに踏み込んだ考察がなされてもよかったの

ではないだろうか。

以上のように、評者の半可通な知識から感想を述べたが、本書所収の論文は、「紛争」を糸口に、従来看過されがちな問題にも正面から取り組んでおり、学ぶべきところが多い。本書のテーマである「紛争」は古今東西を問わず、普遍的な問題である。そのため、近年、日本中世の村落間紛争の分野では、ヨーロッパ中世・近世との比較史において、大きな成果を上げている²⁾。その意味で、本書の成果により、さらなる学際的な広がりが見込まれる。

(岩田書院、二〇〇九年五月刊、三九六頁、定価八四〇〇円(税別))

注

(1) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)。

(2) 稲葉継陽『日本近世社会形成史論―戦国時代論の射程―』(校倉書房、二〇〇九年)、服部良久『アルプスの農民闘争―中・近世の地域公共性と国家―』(京都大学出版会、二〇〇九年)。

(本学文学研究科史学専攻博士課程後期課程)